

農用地区域内における開発行為の許可等事務処理要領

1 目的

この要領は、豊田農業振興地域整備計画で定める農用地区域内の開発行為（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 第 1 項に定める開発行為をいう。）の許可等に関する事務処理の適切な処理を図るために必要な事項を定める。

2 根拠及び基準となる法令等

- (1) 法第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号。以下「規則」という。）第 34 条、第 35 条、第 36 条及び第 37 条
- (3) 農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日構改 C 第 261 号。以下「ガイドライン」という。）第 19、第 20 及び第 21

3 申請に必要な書類

- (1) 開発許可申請書は様式 1 とする。
- (2) 開発行為の申請書には次に掲げる書類を添付させる。
 - ア 公図の写し
 - イ 位置図（縮尺は 2,500 分の 1 程度）
 - ウ 申請に係る土地の登記簿謄本
 - エ 敷地内における建築物等の位置及び排水経路を記載した土地利用計画図
 - オ 他の法律等の許可を必要とする場合は、その申請受付の写し
- (3) (2) の他に必要がある場合には次に掲げる書類を添付させる。
 - ア 縦横断面図（鉱物の掘採、土、岩石又は砂利の採取、切土、盛土により土地の形状を変更する場合）
 - イ 土地改良区意見書（土地改良区の受益地である場合）
 - ウ 排水協議書（土地改良区と排水協議が必要な場合）
 - エ その他市が求める資料

4 審査基準

許可の可否の決定に当たっては、申請書及び添付書類の記載事項等からみて、法第 15 条の 2 第 4 項各号に該当するものであるか否かについて審査するが、その基準については、

ガイドライン第 19 の 5 の (2) のとおりとする。

5 標準処理期間

- (1) 開発行為の申請に対する標準処理期間は 5 週間とし、原則として申請書を受領した日の翌日から起算して 5 週間以内に処分を決定する。ただし、次に掲げる日数は含まない。
 - ア 許可申請書等の不備により、文書等の補正に要する日数

6 事務の処理

- (1) 申請書の提出があったときは、随時受付を行う。申請書の内容を審査し、現地調査を行った上で、審査基準に基づいて許可又は不許可を決定する。なお、開発行為に係る対象の土地の一部が農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可を要する場合には、開発許可又は転用許可に関する処分を行うにあたって、同時審査、同時処分を行うよう、農業委員会との間で事前に必要な調整を行う。
- (2) 許可の可否を決定したときには、様式 2 により申請者に通知するものとする。
- (3) 国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議にあたっては、ガイドライン第 19 の 8 に留意し、協議については様式 3 により行う。

7 許可後の手続き

- (1) 開発行為の工事進捗状況報告について
 - ア 許可の日から 3 か月後及びその後 6 か月毎に、様式 4 により工事の進捗状況報告書の提出を求める。
 - イ 工事の進捗状況報告書を受領した後、現地調査を行い、許可内容に基づく工事が履行されているか調査を行う。
- (2) 開発行為の完了報告について
 - ア 開発行為の許可を受けた工事が完了したときは、様式 5 により完了報告書の提出を求める。
 - イ 完了報告書を受領した後、現地調査を行い、許可内容に基づく工事が適切に完了されているか確認を行う。
- (3) 開発行為の中止又は廃止について
 - ア 許可を受けた開発行為に係る工事を中止又は廃止するときは、様式 6 により中止又は廃止報告書の提出を求める。
 - イ 工事を中止又は廃止することにより当該土地及びその周辺の農用地等に出水等の

被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、現地調査を行い、防災措置を求める。

8 監督処分

法第 15 条の 3 の規定による監督処分をすべき開発行為を行っている者については、ガイドライン第 20 に留意し、様式 7 又は様式 8 により開発行為の中止の通知、中止又は復旧の命令等を行う。

9 農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告

法 15 条の 4 第 1 項の規定による勧告をすべき開発行為を行っている者については、ガイドライン第 21 に留意し、様式 9 により開発行為者に勧告する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。